

地方競馬全国協会 会報

第 288 号 平成 19 年 4 月

目 次

競馬関係

登録関係	馬主及び馬の登録数調べ
騎手候補生関係	第 85 期騎手候補生の修了 第 87 期騎手候補生の入所
研修関係	研修実施状況（平成 19 年 1 月～3 月）
その他	平成 18 年度第 5 回補助金の交付決定について

畜産振興関係

実施計画	平成 19 年度畜産振興補助事業の実施計画について 平成 19 年度競走馬生産振興補助事業の実施計画について
------	---

規程関係

協会業務規程	地方競馬全国協会畜産振興事業補助実施要綱の一部変更
--------	---------------------------

協会への通知等

その他	「地方競馬実施条例例及び地方競馬実施規則例の制定について」の一部改正について
-----	--

人事

平成 19 年 3 月～4 月

できごと

平成 19 年 3 月

馬主および馬の登録数調べ

平成 19 年 3 月分 登録件数等

区 分	登 録	抹 消	登録証 再交付	登録事項変更			
				住所	馬主	馬名	他
馬 主	30	6	3	14			1
馬	615	276	1		237	7	11

競走種別・年齢別の馬登録頭数

種別 年齢	平 地			ばん	計
	サラ系	アラ系	小計	えい	
1 歳	0	0	0	0	0
2 歳	352	0	352	2	354
3 歳	146	0	146	0	146
4 歳	60	0	60	0	60
5 歳	19	0	19	0	19
6 歳以上	36	0	36	0	36
計	613	0	613	2	615

ただし、登録事項の変更及び抹消については3月中に事務処理済みの件数である。

第 85 期騎手候補生の修了

協会は、第 85 期騎手候補生の修了式を 3 月 29 日地方競馬教養センターにおいて行った。修了した者は 9 名で次のとおりである。また、同時に騎手免許試験に合格した修了者 9 名全員に騎手免許証を交付した。

都道府県	氏 名	性 別	年 齢	所 属 調 教 師
埼玉県	國 分 祐 人	男	17	小 嶋 一 郎
"	須 藤 優	"	17	柘 榴 浩 樹
千葉県	笠 野 雄 大	"	19	柿 木 政 男
"	濱 田 達 也	"	18	坂 本 昇
東京都	早 田 功 駿	"	17	坂 本 一 栄
神奈川県	本 田 紀 忠	"	22	高 月 賢 一
愛知県	岡 森 弘 章	"	17	松 本 克 幸
高知県	石 本 純 也	"	19	田 中 伸 一
佐賀県	田 中 直 人	"	17	井 樋 明 正

(年齢は 3 月 31 日現在)

第 87 期騎手候補生の入所

協会は、第 87 期騎手候補生の入所식을 4 月 4 日地方競馬教養センターにおいて行った。
入所試験に合格し、入所した者は 15 名で次のとおりである。

都道府県	氏 名	性 別	年 齢	所属予定調教師
北海道	上 田 健 人	男	1 5	未 定
岩手県	伊 藤 裕 人	〃	1 6	未 定
埼玉県	米 井 一 輝	〃	1 8	未 定
千葉県	柿 本 翔太郎	〃	1 7	未 定
〃	小 杉 亮	〃	1 8	矢 野 義 幸
〃	斉 藤 勝 紀	〃	1 5	未 定
〃	中 野 省 吾	〃	1 5	渡 邊 薫
東京都	遠 藤 健 太	〃	1 5	遠 藤 茂
〃	清 水 裕 一	〃	1 9	未 定
石川県	久 野 貴 生	〃	1 5	未 定
福井県	高 畑 皓 一	〃	2 0	未 定
大阪府	山 田 雄 大	〃	1 6	未 定
兵庫県	小 林 謙	〃	1 9	未 定
広島県	山 崎 雅 由	〃	1 5	未 定
高知県	西 森 将 司	〃	1 9	別 府 真 司

(年齢は 4 月 1 日現在)

研修実施状況（平成19年1月～3月）

平成18年度第7回騎手研修講座

平成19年2月20日(火)21日(水) 2日 1名

場所 大井競馬場裁決委員室

東京都	内田博幸
-----	------

平成18年度第8回騎手研修講座

平成19年4月17日(火)〔予定〕 1日 1名

場所 門別競馬場裁決委員室

北海道	五十嵐冬樹
-----	-------

平成18年度第9回騎手研修講座

平成19年2月26日(月) 1日 1名

場所 地方競馬全国協会 4F 会議室

兵庫県	平原透雄
-----	------

平成18年度第2回発走委員業務研修

平成19年3月6日(火)～3月20日(火)15日間 2名

場所 地方競馬研修館、大井競馬場、中山競馬場

石川県	金川博行	兵庫県	溝橋民也
-----	------	-----	------

平成18年度第4回調教師研修講座

平成19年3月22日(木) 1日 4名

場所 地方競馬全国協会 4F 会議室

高知県	炭田健二	佐賀県	九日俊光
	田中守	熊本県	伊豆壽一

平成 18 年度第 5 回補助金の交付決定について

平成 18 年度競馬連携補助事業の選定に関して、平成 19 年 3 月 28 日付けで農林水産大臣承認（第 5 回）を受け、これに基づき次のとおり補助金の交付の決定を行った。

団体別一覧表

平成 18 年度第 5 回競馬連携補助事業交付決定状況

都道県名	補助事業名	補助事業者名	交付決定件数	交付決定金額 (千円)
埼玉県	競馬連携補助事業	埼玉県浦和競馬組合	1	3,355
千葉県	〃	千葉県競馬組合	1	3,697
東京都	〃	特別区競馬組合	1	7,464
神奈川県	〃	神奈川県川崎競馬組合	1	4,382
計			4	18,898

平成 19 年度畜産振興補助事業の実施計画について

畜産振興補助事業の実施に当たっては、「平成 19 年度畜産振興補助事業の実施方針」に基づき、畜産振興事業補助実施要綱に定める事業区分ごとに下表のとりの補助額とし、個々の事業の必要性と補助の効果について一層の精査を行い、効率的な事業の実施に努めるものとする。

なお、補助事業の選定に当たっては、適正かつ効率的な事業運営を行うため、当該年度の売得金の推移を勘案しつつ、緊急度の高いものから選定するものとし、必要に応じて事業区分ごとの額の変更を行うものとする。

事業区分	補助額（千円）
馬の改良増殖推進事業	185,694
畜産経営技術指導事業	473,542
畜産経営合理化事業	5,000
家畜畜産物等流通合理化事業	0
その他畜産振興事業	19,706
合計	683,942

平成 19 年度競走馬生産振興補助事業の実施計画について

本事業は、地方競馬の事業からの撤退、認定競馬連携計画の実施その他の地方競馬をめぐる情勢の変化に対応して行う競走馬の生産の振興に資するための事業につき、その経費を補助し、もって競走馬の生産対策全体を再構築し、生産の改革に取り組むものである。

事業の実施に当たっては、事業区分ごとに下表のとおり補助額とし、生産地の要望を踏まえ、関係団体との連携と協力を密にし、より効率的、効果的な事業の実施に努めるものとする。

事業の選定に当たっては、軽種馬生産を担うべき意欲と能力に優れた生産者が、競走馬生産の主体となる望ましい生産構造が構築できるよう、これらの担い手に補助を集中することとする。

事業区分	補助額（千円）
競走馬の改良増殖推進事業	1 1 2 , 5 3 5
競走馬等の防疫衛生対策事業	7 4 , 6 4 2
組織化等対策事業	1 , 2 7 0 , 5 0 7
経営基盤強化対策事業	1 , 3 1 3 , 8 4 3
供給縮小対策事業	1 1 5 , 6 5 0
合 計	2 , 8 8 7 , 1 7 7

(注) 及び の事業にあつては、畜産振興補助事業から競走馬に係る補助を組み替えた額である。

地方競馬全国協会畜産振興事業補助実施要綱の一部変更

畜産振興事業補助実施要綱(昭和53年11月14日制定)の一部を別紙新旧対照表のとおり変更する。

附 則

1. この要綱の一部変更は、平成19年3月23日から実施する。
2. この要綱の一部変更による変更後の規定は、平成19年度以降の補助事業から適用し、平成18年度以前に選定した補助事業については、なお従前の例による。

畜産振興事業補助実施要綱(別表)新旧対照表

変 更 後						現 行					
補助事業名	補助事業の要件	事業主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	補助事業名	補助事業の要件	事業主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
馬の改良増殖推進事業	(1)登録推進	略	略	略	略	馬の改良増殖推進事業	(1)登録推進	略	略	略	略
	(2)種雄馬の導入	略	略	略	略		(2)種雄馬の導入	略	略	略	略
	(3)農用種雌馬の改良増殖推進	略	略	略	略		(3)農用種雌馬の改良増殖推進	略	略	略	略
	(4)農用馬の繁殖奨励 優良種雄馬繁殖奨励 種雄馬の維持活用を図るため、次の事業を実施していること。				略		(4)農用馬の繁殖奨励 優良種雄馬繁殖奨励 種雄馬の維持活用及び農用馬のけん引能力の改良を図るため、次のいずれかの事業を実施していること。				略
〔種付奨励〕 略 削る。	〔種付奨励〕 略 削る。	〔種付奨励〕 略 削る。	略 削る。	略 削る。		〔種付奨励〕 略	〔種付奨励〕 略	〔種付奨励〕 略	略		
						〔改良促進〕 農用馬のけん引能力の改良を図るため、別に定める要件を満たす種雄馬を飼養していた者に対して奨励金を交付する事業	〔改良促進〕 都道府県畜産協会等 農業協同組合 連合会 3人以上の馬を飼養する農業者を構成員とする営農集団 公社等 馬事団体 特認団体	〔改良促進〕 種雄馬改良促進費 事務手数料	定額	定額	

変 更 後						現 行					
補助事業名	補助事業の要件	事業主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	補助事業名	補助事業の要件	事業主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
馬の改良増殖推進事業	子馬生産奨励農用馬の生産を促進するために、次の事業を実施していること。	〔生産奨励〕略	〔生産奨励〕略	略	略	馬の改良増殖推進事業	子馬生産奨励農用馬の生産及び改良を促進するために、次のいずれかの事業を実施していること。	〔生産奨励〕略	〔生産奨励〕略	略	略
	〔生産奨励〕略 削る。						〔生産奨励〕略 削る。				

変 更 後					現 行
補助事業名	補助事業の要件	事業主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
馬の改良増殖推進事業	改良促進奨励 農用馬のけん引能力の改良促進及び優良種雌馬の資源確保を図るために、次のいずれかの事業を実施していること。				平成19年度から4年以内
	〔改良促進奨励〕 農用馬のけん引能力の改良を図るため、別に定める要件を満たす種雄馬又は種雌馬を飼養していた者に対して奨励金を交付する事業	〔改良促進奨励〕 都道府県畜産協会等 農業協同組合 連合会 公社等 馬事団体 特認団体	〔改良促進奨励〕 優良種雄馬改良促進奨励費 優良種雌馬改良促進奨励費 事務手数料	定額 定額 定額	
	〔保留奨励〕 優良種雌馬の資源確保を図るため、別に定める要件を満たす種雌馬を飼養していた者に対して奨励金を交付する事業	〔保留奨励〕 都道府県畜産協会等 農業協同組合 連合会 公社等 馬事団体 特認団体	〔保留奨励〕 優良種雌馬保留奨励費 事務手数料	定額 定額	

変 更 後						現 行					
補助事業名	補助事業の要件	事業主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	補助事業名	補助事業の要件	事業主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
馬の改良増殖推進事業	— 略	略	略	略	略	馬の改良増殖推進事業	— 略	略	略	略	略
	(5)その他	略	略	略	略		(5)その他	略	略	略	略
畜産経営技術指導事業	<p>(1)地域畜産支援指導等体制強化</p> <p>地方公共団体の財政支援を受けて、自らの体制強化と別に定める要件を満たす次のいずれかの事業を実施していること。</p> <p>ア．畜産の担い手育成・確保・増強に向けた体制強化を図る事業</p> <p>イ．地域畜産に対する理解増進等畜産関連公益活動体制の強化を図る事業</p>	<p>削る。都道府県畜産協会等</p>	<p>担い手育成・確保・増強推進費</p> <p>畜産関連公益活動費</p>	略	平成19年度から3年以内	畜産経営技術指導事業		<p>中央畜産会 都道府県畜産協会等</p>	<p>経営指導推進費</p> <p>総合指導推進費</p>	略	平成17年度から3年以内

変 更 後						現 行					
補助事業名	補助事業の要件	事業主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	補助事業名	補助事業の要件	事業主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
畜産経営技術指導事業	ウ．地方公共団体及び中央団体の補助・委託事業の実施体制の強化を図る事業		事業実施体制強化推進費			畜産経営技術指導事業	ウ．馬事・畜産の振興のため、馬をはじめとる家畜とのふれあい等の普及啓発を推進する業務であること。		馬事畜産振興推進費		
	エ．地域団体と連携協調体制の基盤強化を図る事業		地域畜産連携協調体制推進費				団体業務合理化推進費				
	オ．地域一体型事業モデル等の創出を図る事業		地域一体型事業推進費				エ．畜産関係団体の業務の合理化を推進する業務であること。				
	都道府県畜産協会等が実施する地域畜産支援指導等体制強化事業アからオまでの事業に準ずる業務及び都道府県畜産協会等の支援指導を行う業務を実施していること。	中央畜産会	担い手育成・確保・増強推進費 畜産関連公益活動費 事業実施体制強化推進費 地域畜産連携協調体制推進費 地域一体型事業推進費								
	(2)その他	略	略	略	略		(2)その他	略	略	略	略

変 更 後						現 行					
補助事業名	補助事業の要件	事業主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	補助事業名	補助事業の要件	事業主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
畜産経営合理化事業	略	略	略	略	略	畜産経営合理化事業	略	略	略	略	略
家畜畜産物等流通合理化事業	略	略	略	略	略	家畜畜産物等流通合理化事業	略	略	略	略	略
その他畜産振興事業	略	略	略	略	略	その他畜産振興事業	略	略	略	略	略

「地方競馬実施条例及び地方競馬実施規則例の制定について」の一部改正について
【平成19年4月6日付け18生畜第2681号農林水産省生産局長から地方競馬全国協会会長あて】

このことについて、別添のとおり地方競馬主催者あて通知したので、御了知ありたい。
(地方競馬主催者の長あての本文は省略)

地方競馬実施条例例及び地方競馬実施規則例の制定について（平成 12 年 11 月 28 日 12 畜 B1751 号農林水産省畜産局長通知）一部改正新旧対照表

改正後	現行																																																																																
地方競馬実施条例例〔略〕 地方競馬実施規則例 第 1 条～第 102 条〔略〕 附則〔略〕 別表 1（第 37 条、第 65 条の 2 関係）	地方競馬実施条例例〔略〕 地方競馬実施規則例 第 1 条～第 102 条〔略〕 附則〔略〕 別表 1（第 37 条、第 65 条の 2 関係）																																																																																
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 5%; text-align: center;">1</td><td style="width: 95%;">〔略〕</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;"><u>アルプレノロール</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3</td><td>〔略〕</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: center;"><u>イプラトロピウム</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5～8</td><td>〔略〕</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">9</td><td style="text-align: center;"><u>10 - オキシカンファー</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">10</td><td style="text-align: center;"><u>オクスプレノロール</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">11・12</td><td>〔略〕</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">13</td><td style="text-align: center;"><u>クレンブテロール</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">14～16</td><td>〔略〕</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">17</td><td style="text-align: center;"><u>サルブタモール</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">18～27</td><td>〔略〕</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">28</td><td style="text-align: center;"><u>テルブタリン</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">29</td><td>〔略〕</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">30</td><td style="text-align: center;"><u>トレンボロン</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">31～41</td><td>〔略〕</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">42</td><td style="text-align: center;"><u>フルオキシメステロン</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">43～46</td><td>〔略〕</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">47</td><td style="text-align: center;"><u>プロプラノロール</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">48・49</td><td>〔略〕</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">50</td><td style="text-align: center;"><u>ベンゾジアゼピン誘導体</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">51～56</td><td>〔略〕</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">57</td><td style="text-align: center;"><u>17 - メチルステロイド類</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">58～60</td><td>〔略〕</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">61</td><td style="text-align: center;"><u>メトプロロール</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">62～65</td><td>〔略〕</td></tr> </table>	1	〔略〕	2	<u>アルプレノロール</u>	3	〔略〕	4	<u>イプラトロピウム</u>	5～8	〔略〕	9	<u>10 - オキシカンファー</u>	10	<u>オクスプレノロール</u>	11・12	〔略〕	13	<u>クレンブテロール</u>	14～16	〔略〕	17	<u>サルブタモール</u>	18～27	〔略〕	28	<u>テルブタリン</u>	29	〔略〕	30	<u>トレンボロン</u>	31～41	〔略〕	42	<u>フルオキシメステロン</u>	43～46	〔略〕	47	<u>プロプラノロール</u>	48・49	〔略〕	50	<u>ベンゾジアゼピン誘導体</u>	51～56	〔略〕	57	<u>17 - メチルステロイド類</u>	58～60	〔略〕	61	<u>メトプロロール</u>	62～65	〔略〕	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 5%; text-align: center;">1</td><td style="width: 95%;">〔略〕</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2</td><td>〔略〕</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3～6</td><td>〔略〕</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">7・8</td><td>〔略〕</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">9～11</td><td>〔略〕</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">12～21</td><td>〔略〕</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">22</td><td style="text-align: center;"><u>テンオキシカンファー</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">23</td><td>〔略〕</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">24～34</td><td>〔略〕</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">35～38</td><td>〔略〕</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">39・40</td><td>〔略〕</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">41～46</td><td>〔略〕</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">47～49</td><td>〔略〕</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">50～53</td><td>〔略〕</td></tr> </table>	1	〔略〕	2	〔略〕	3～6	〔略〕	7・8	〔略〕	9～11	〔略〕	12～21	〔略〕	22	<u>テンオキシカンファー</u>	23	〔略〕	24～34	〔略〕	35～38	〔略〕	39・40	〔略〕	41～46	〔略〕	47～49	〔略〕	50～53	〔略〕
1	〔略〕																																																																																
2	<u>アルプレノロール</u>																																																																																
3	〔略〕																																																																																
4	<u>イプラトロピウム</u>																																																																																
5～8	〔略〕																																																																																
9	<u>10 - オキシカンファー</u>																																																																																
10	<u>オクスプレノロール</u>																																																																																
11・12	〔略〕																																																																																
13	<u>クレンブテロール</u>																																																																																
14～16	〔略〕																																																																																
17	<u>サルブタモール</u>																																																																																
18～27	〔略〕																																																																																
28	<u>テルブタリン</u>																																																																																
29	〔略〕																																																																																
30	<u>トレンボロン</u>																																																																																
31～41	〔略〕																																																																																
42	<u>フルオキシメステロン</u>																																																																																
43～46	〔略〕																																																																																
47	<u>プロプラノロール</u>																																																																																
48・49	〔略〕																																																																																
50	<u>ベンゾジアゼピン誘導体</u>																																																																																
51～56	〔略〕																																																																																
57	<u>17 - メチルステロイド類</u>																																																																																
58～60	〔略〕																																																																																
61	<u>メトプロロール</u>																																																																																
62～65	〔略〕																																																																																
1	〔略〕																																																																																
2	〔略〕																																																																																
3～6	〔略〕																																																																																
7・8	〔略〕																																																																																
9～11	〔略〕																																																																																
12～21	〔略〕																																																																																
22	<u>テンオキシカンファー</u>																																																																																
23	〔略〕																																																																																
24～34	〔略〕																																																																																
35～38	〔略〕																																																																																
39・40	〔略〕																																																																																
41～46	〔略〕																																																																																
47～49	〔略〕																																																																																
50～53	〔略〕																																																																																
（備考）〔略〕 別表 2～別表 6〔略〕	（備考）〔略〕 別表 2～別表 6〔略〕																																																																																

人 事

【職員の退職】（平成19年3月31日付け）

倉澤 景晴（監査室長）
佐藤 一栄（畜産振興部長）
竹本 士行（公正部調査役）
東泉 良明（教養センター所長）
景山 博文（審査部長）
勝又 保（総務部調査役）
佐藤 修（事業推進部調査役）
遠山 浩一（公正部専門役）
栗原 晴夫（総務部経理課）
間宮 照子（監査室）
清水 文子（企画部企画課）
千本木 進（教養センター庶務課）
島津 良子（企画部広報室）

【職員の配置換】（平成19年4月1日付け） 部長職

総務部長（監査室長併任） 大森 一義（総務部長）
審査部長 杉本 篤信（総務部次長）
畜産振興部長 津川 和重（畜産振興部調査役）

氏名の括弧内は異動前の役職

できごと

平成19年3月

3月2日 第7回トータリゼータシステムのあり方研究会
8日 第5回馬主登録審査委員会
14日 ダート競走格付け委員会
15日 第4回免許試験委員会
22日 第2回畜産振興補助事業評価委員会
29日 第85期騎手候補生修了式（地方競馬教養センター）